



Himeji city society of commerce and industry

商工会ニュース

第188号
令和7年3月3日
姫路市商工会

法律相談

事業のトラブル解決!

令和7年4月16日(水)

税務相談

税務関係の事例についての的確にアドバイス!

令和7年3月26日(水)

● 時間: 午後2時~午後4時

● 場所: 姫路市商工会 本所(姫路市夢前町前之庄1434-15)

※ 相談希望の方は、事前に電話予約をお願いします(TEL: 079-336-1368)

相談無料
秘密厳守

◆主な国税の納期限(法定納期限)及び振替日

[申告所得税及び復興特別所得税]

納期等の区分	納期限(法定納期限)	振替日
確定申告	令和7年3月17日(月)	令和7年4月23日(水)
確定申告延納	令和7年6月2日(月)	令和7年6月2日(月)

[消費税及び地方消費税]

・個人事業者

納期等の区分	納期限(法定納期限)	振替日
確定申告(原則)	令和7年3月31日(月)	令和7年4月30日(水)

・法人事業者

確定申告分: 課税期間終了日の翌日から2月以内

中間申告分・課税期間の特例適用のある方については、税務署へお尋ねください。

[法人税]

確定申告分: 事業年度終了日の翌日から2月以内

中間申告分については、税務署へお尋ねください。

[源泉所得税及び復興特別所得税]

・納期の特例の承認を受けていない場合

源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日

・納期の特例の承認を受けている場合(給与等特定の所得に限ります。)

1月から6月までの支払分: 7月10日

7月から12月までの支払分: 翌年1月20日

※注

納付が定められた期限に遅れると、法定納期限の翌日から完納する日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

[相続税]

確定申告分: 相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内

[贈与税]

確定申告分: 翌年3月15日

□本所	〒671-2103	姫路市夢前町前之庄1434-15	TEL (079) 336-1368	FAX (079) 336-1130
□家島支所	〒672-0102	姫路市家島町宮1900	TEL (079) 325-0629	FAX (079) 325-2359
□香寺支所	〒679-2151	姫路市香寺町香呂204-1	TEL (079) 232-0570	
□安富支所	〒671-2401	姫路市安富町安志1151	TEL (0790) 66-2696	

◆育児・介護休業法 改正ポイントのご案内（令和7年4月1日から段階的に施行）

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正が行われます。

[令和7年4月1日施行]

改正事項	改正前	改正後
育児のための所定外労働の制限（残業免除）	子が3歳に達するまで	子が小学校に入るまで
子の看護休暇	<ul style="list-style-type: none"> ●子が小学校に入るまで ●取得事由は「病気・けが」、「予防接種・健康診断」 ●労使協定の締結により雇用期間6か月未満の労働者は除外可 	<ul style="list-style-type: none"> ●子が小学校3年生を修了するまで ●取得事由に「感染症に伴う学級閉鎖等」、「入園(入学)式、卒園式」を追加 ●雇用期間6か月未満の労働者の除外不可
介護休暇	労使協定の締結により雇用期間6か月未満の労働者は除外可	雇用期間6か月未満の労働者の除外不可
介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置	努力義務	義務
育児・介護のためのテレワークの導入	—	努力義務
男性労働者の育児休業取得状況の公表義務	従業員数1,000人超の企業は公表が義務	従業員数300人超の企業は公表が義務

[令和7年10月1日施行]

改正事項	改正前	改正後
子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置等	—	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳以上～小学校就学前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するための措置（事業主の義務） ●事業主が選択した措置について、労働者に対する個別の周知・意向確認の措置（事業主の義務） ＊事業主は、 <ul style="list-style-type: none"> ・始業時刻等の変更 ・テレワーク等(10日/月) ※ ・保育施設の設置運営等 ・新たな休暇の付与(10日/年) ※ ・短時間勤務制度 の中から2以上の制度を選択して措置する必要があります。 ※テレワーク等と新たな休暇は、原則時間単位で取得可とする。
労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮	—	妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前の、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮（事業主の義務）

【育児・介護休業法等に関する相談窓口】

兵庫労働局 仕事と育児・介護の両立支援制度等相談窓口（TEL:078-367-0820）

受付時間 8:30～17:15（土日・祝日・年末年始を除く）



詳細はこちらから

◆中小小規模事業者向けの経営相談窓口のご案内

相談内容：(例)事業再構築補助金や持続化補助金等の各種補助金申請、経営計画策定支援など

日 程：原則毎週水曜日 10時～12時 13時～15時

※必ず事前予約をお願いします

会 場：姫路市商工会 本所・家島支所・香寺支所・安富支所

※ZOOM等を利用した相談も可

相 談 員：中小企業診断士 荒木 慎吾 氏

姫路市商工会
LINE 公式アカウント

